

読書記録はプライバシーか？

「図書館の自由」に関する意識調査(2000年度～2002年度)
A Study of Personal Reading Data and Privacy

山口 真也

(yamaguchi@okiu.ac.jp)

はじめに

図書館員の専門性を支える最も重要な理念の一つとして「図書館の自由」という考えがある。市民の「知る自由」、「読書の自由」を守るために図書館員は様々な意味で「自由」であり、「中立的」でなければならない。図書館員は社会に対して、「資料収集・提供の自由」「利用記録に関する守秘義務」さらに「検閲への反対」を約束する。

しかし、こうした図書館、図書館員の社会的な役割については、図書館学の外的世界ではあまり理解されていないように思われる。たとえば、テレビドラマや映画作品、漫画作品などには図書館員を主人公とするものも多いが、「図書館の自由」という理念が語られることが少ないのはもちろんのこと、ときには「図書館の自由」を踏みにじるような物語が描かれることもある。特に貸出記録の管理においてずさんな対応がなされる場面はメディアの中で数多く描かれており、過去にも、貸出記録の照会に簡単に答えてしまう図書館員が登場した『びあの』(NHK, 1995)¹ や『土曜ワイド劇場・お料理学校殺人事件』(テレビ朝日, 1997)² といったテレビドラマ作品、貸出カードをきっかけとした恋愛を描いた映画作品『耳をすませば』(スタジオジブリ, 1995)³ などが、その影響力の大きさを考慮した日本図書館協会(図書館の自由に関する調査委員会)や図書館問題研究会(図書館の自由委員会)は制作者宛に「図書館の自由」についての理解を求める要望書を送っている。このほか、漫画作品にも、図書館員による貸出記録の無断開示によるプライバシー侵害行為は繰り返し何度も描かれており、現在も「図書館の自由」に対する理解は依然として低い水準にとどまっているようだ⁴。

では、なぜ「図書館の自由」という考えは、図書館の外的世界ではあまり定着しないのだろうか。ひとつの理由として考えられることは、現実に映画やテレビドラマに登場するような図書館員が存在しているのではないか、という問題である。「図書館の自由」という理念、職業倫理を世の中にアピールする以前の問題として、専門性に対する認識が浅い一部の図書館員がこの倫理についてあいまいな態度、あるいは誤解している部分があるよう

に筆者は考える。たとえば、貸出記録は個人の「プライバシー」に属する情報であるから、その役割を終えた時点で利用者に返すか適正な方法で廃棄(データを消去)するのが当然であるとしながらも⁵、いつまでも貸出記録を保持するシステムの図書館もあると聞く⁶。つい最近も、(詳細は不明だが)はっきりしない理由で特定のジャンルの資料だけを廃棄してしまった公共図書館があった⁷。こうした現実が起因して、一般の人々のレベルでの誤解を生み、読書記録とプライバシーとの関係、図書館と「知る自由」の関係が結びつきにくい現状をもたらしているのではないか。メディアに対するテレビドラマや映画作品に対して要望するだけでなく、私たちは改めて「図書館の自由」という理念について深く学ぶ必要があるだろう。

「図書館の自由」という考えが定着しない第二の理由としては、そうした考えが定着しにくい雰囲気現実の世の中にあるということもあるのではないだろうか。そもそも日本の社会において、「図書館の自由」という理念を支えている「知る自由」の重要性、そして「読書記録はプライバシーである」といった考えは、一般的にはどの程度定着しているのだろうか。多くの人にとって、おそらく図書館は勉強をするところであり、図書館の本は「まじめな本」であり、図書館で本を読むことはプライバシー、つまり「秘密」とは無関係な行為であると考えられているように思われる。当然であるが、図書館の読書記録がプライバシーであるという意識が希薄なところでは、「知る自由」や「図書館の自由」といった考えが定着することも難しいはずである。読書記録や貸出記録をめぐる、メディアの中で間違っただけの図書館像が繰り返し描かれるとしても、それは無理もないことなのだろう。

「図書館の自由」、特に学校図書館での貸出記録の取り扱いをめぐるいくつかの問題シーンが指摘されている作品の一つに、1995年に劇場公開された映画『Love Letter』(岩井俊二監督、フジテレビジョン制作)がある。本作品は第20回報知映画賞(最優秀監督賞)、第50回毎日映画コンクール日本映画優秀賞、第6回文化庁優秀映画作品賞優秀映画作品賞、第46回芸術選奨文部大臣新人賞など、高い評価を受けており、図書館を舞台とした邦画の中でも特に人気の高い作品の一つである。しかし、現在と過去が交錯しながら進行するストーリーの中には、図書館員である主人公の言動や主人公の回想において描かれる図書委員の言動などに、読書記録、貸出記録の取り扱いをめぐる問題行動が確認できる。

今回の研究では、筆者が勤務する沖縄国際大学の日本文化化学科専門科目「図書館概論」と夏期に実施した司書講習の必修科目「図書館概論」にて「図書館の自由について」という単元にて本映画作品を上映、作品に登場する図書館員の問題行動に関するアンケート調査を過去3年間に渡って実施し、図書館における読書記録とプライバシーとの関係が一般にどの程度理解されているかを調査した。「図書館概論」の受講生の多くは図書館学を専門

的に学ぶ以前の人々である。彼らは貸出記録とプライバシーとの関係、そして「図書館の自由」をどのように認識しているのだろうか。本アンケートを通じて、「図書館の自由」に関する一般的な意識を探るための資料を提示したい。

1. 『Love Letter』にみる「図書館の自由」侵害

映画作品『Love Letter』に登場する主人公(の一人・藤井樹)は中学時代の図書委員を経て、「なんの因果か」公共図書館に勤務するようになった図書館員である。ある日、主人公は、渡辺博子という聞き覚えのない人物から「拝啓 藤井樹様、お元気ですか、私は元気です」という手紙を受け取る。主人公は戸惑いつつも文通を始めるのだが、交流が進むうちに、手紙の主(博子)が主人公(樹)と同姓同名のクラスメートであった男子生徒の元恋人であり、彼と自分の住所を間違えて手紙を送ったことが明らかとなる。その後、博子から「彼について何か憶えていることがあれば教えて頂けないでしょうか」と頼まれた主人公は、中学時代を回想しながら、男子生徒とのエピソードを手紙に書いて送り続ける。

映画の中に登場する学校図書館は、この手紙を通じて描かれる主人公・樹の中学時代のエピソードの舞台となっている。上述のように、本作品には貸出記録の取り扱いをめぐる、いくつかの問題行動が確認できる。本作品の中で「図書館の自由」はどのように描かれ、どのように誤解されているか。本作品は劇場公開された映画フィルムのビデオ版⁸の他に、同監督による小説版『ラヴレター』⁹、同監督による描き下ろしヴィジュアルストーリー版『Love Letter』(絵コンテ集)¹⁰といった関連メディアも出版されている。これらの資料を参考にしながら、まず問題シーンを確認しておこう。

1.1 読書記録を暴露する

個人情報保護の考えに従えば、個人の思想やポリシー、興味関心に関する情報は当然、個人のコントロール下にあるべきものである。これらの情報を、第三者が本人に無断で入手したり、集めた情報を本来の目的以外に使用することは許されない。言うまでもなく、図書館における読書記録には個人の思想や趣味が反映される(ことがある)。図書館員は、貸出サービスの際に収集し、管理する読書記録(貸出記録)を、利用者のプライバシーとして厳重に管理する責任を負っている。当然、収集した個人の情報について、管理者である図書館員が本人の承諾なしに第三者へと開示することは許されない。

(1) 手紙で過去の友人の貸出記録を伝える

映画作品『Love Letter』に登場する主人公・樹(市立図書館に勤務している)の行動に

みる第一の問題点は、彼女がペンフレンドの博子に送った手紙の中で、中学校時代の同級生の読書記録を知らせている点である。中学校時代の図書室でのエピソードをつづった手紙の中で主人公は「あいつとにかくたくさんの本を借りていくの。青木昆陽の伝記とか、マラルメの詩集とかいう類の本」と書き記している¹⁾。「青木昆陽の伝記とか、マラルメの詩集とかいう類の本」というセリフから分かるように、この場面では明らかに図書館員がある人物の読書記録を第三者に詳細に伝えている。ただし、本作品の設定はかなり複雑であり、問題行動として考えるにはいくつかの注意が必要であろう。

まず、映画作品の中で「あいつ」(＝博子の元恋人)はすでに雪山登山中に死亡している設定になっている点についてであるが、亡くなった人物の読書記録であっても、図書館員は、当然、そのプライバシーを守るべき立場にあることに変わりはないだろう。しかも、本作品の主人公は、手紙を書いている時点では「あいつ」がなくなったことをまだ知らないのである(後に知ることになるが)。よって、利用者の生存に関わらず、図書館員の行動は、本人に無断での読書記録の開示ということになるだろう。

第二に、主人公が開示する読書記録は中学校時代のものであり、彼女が現在勤めている市立図書館が管理する記録ではないという点にも注意が必要だろう。しかし、図書館員が守るべき利用者のプライバシーは現在勤めている図書館が管理するものだけではないはずである。たとえば、ある図書館員が過去に勤めていた図書館での読書記録を利用者に無断で第三者に伝えたとすれば、その行為は当然、図書館員としての倫理に反することになるだろう。中学校の頃に知りえた情報であっても、他人の読書記録を安易に開示するという言動は、図書館員の倫理、専門性を理解している人物の言動としてはあまりにも軽率であり、不適切に思われる。

第三の注意点は、これらの本を借りる目的が「ようするにあいつは誰も借りていない白紙のカードに自分の名前を書くのを楽しんでいただけなの」と語られている点である。確かに主人公は本人に無断で読書記録を開示してはいるが、「そもそも読んでいるわけではないから読書傾向を開示したことにはならない」という解釈も成り立つだろう。あるいは、ブックカードに名前を書いて遊ぶという行動を深読みすれば、「本人は誰かにその名前を見て欲しかった」「誰かに発見されることを楽しみに名前を書いていた」という解釈もできるかもしれない。しかし、広い意味では、その本を「読まない」ということも読書記録の一種である。たとえば「あの人は図書館によく来るのにあまり本を読まない」「本は嫌い」「〇〇というジャンルの本は苦手」といった行動も、読書に関する記録の一種であり、図書館員の守秘義務の範囲に含まれるだろう。また、厳密に言えば、図書館員が守るべき「利用者の秘密」の中には館内でのさまざまな行動記録も含まれるはずである。利用者の読書

に関する情報を安易に開示することは許されない。現実はこの作品の主人公のような行動をとる図書館員がいるとすれば、その行動はやはり軽率であろう。

さらに言えば、「あいつ」が書いていた名前は実は自分のものではなかった、という点にも注意が必要である。中学時代、「あいつ」は主人公に対して密かに好意を寄せており、ブックカードに自分の名前を書く遊びに興じるふりをして、実は同姓同名の主人公の名前を書いていたのではないか、ということが主人公宛に送られた博子の手紙の中で指摘されている¹²。つまり、ブックカードに書かれた名前はひそかな恋心を伝えるための記号としての意味しか持っておらず、そもそも利用者個人の読書傾向を示すものではないのではないという解釈も成り立つのである。しかし、この映画の中で主人公が博子の指摘によって「あいつ」の好意に気がつくのはラストシーンであり、「青木昆陽の伝記とか、マラルメの詩集とか」と手紙を書いている時点では、主人公自身はそのことにまったく気がついていない（思い出していない）。とすれば、主人公の言動はやはり図書館利用者のプライバシーについて配慮の欠ける行為であることに変わりはないだろう。

(2) 図書委員と教員にカードの名前の主が自分ではないことを告げる

映画作品『Love Letter』に登場する図書館員・樹の問題行動はこの場面だけではない。読書記録の無断開示はその後の場面でも行われている。設定が複雑であるから、はじめに問題行動が描かれる場面設定をみてみよう。

主人公・樹は文通相手の博子に頼まれ、陸上部に所属していた「あいつ」が走っていた中学校のグラウンドを撮影することになる。その際、余ったフィルムで校舎内を撮影しようとするのだが¹³、そこで主人公は中学校時代の体育教師「坂口先生」に出くわしてしまう。坂口先生は「偶然、今日は図書室に用事があって出勤していた」らしい¹⁴。主人公が「市立図書館」に勤務していることを知った坂口先生は、主人公を連れて図書室へ向かう。図書室内では図書委員の女生徒たちが数名書架整理の作業中である。坂口先生は、主人公を後輩の図書委員たちに「先輩の藤井さん」と紹介をする。「藤井」という名前を聞いた図書委員たちはなぜかどよめく。そして、ある図書委員が冗談交じりに「藤井樹さん」と小声で声をかける。主人公は自分の名前を後輩が知っていることに驚くのだが、反対に、図書委員は主人公が「藤井樹」であることを知ってさらに驚いている。なぜなら、図書委員たちは過去に藤井樹(主人公と同姓同名の男子生徒・博子の恋人)がいたずらで残した大量のブックカードを発見して楽しむ「藤井樹ゲーム」に興じており、まさかその伝説の人物に会えるとは思っていなかったからである。

主人公は図書委員たちから「なぜ、藤井樹という名前のカードがこんなにたくさんある

のか」と、落書きの真相を問い詰められる。しかし、このカードは彼女が書いたものではない(同姓同名の友人が書いた)。そこで、主人公は「あたしが書いたわけじゃないのよ、友達がいたずらしてやったの」と図書委員たちに伝えようとするのだが、噂の人物に偶然出会えた興奮で盛り上がる図書委員たちの耳にはもう届かない。主人公が必死に説明しようとする、今度は「その人、よっぽど先輩の子と好きだったんですね？ こんなに先輩の名前書くなんで」「その人と先輩付き合ってたんですか？」と解釈されてしまう。主人公が「それは誤解、これは私の名前じゃなくて」と懸命に否定しようとしても、意外な恋物語に騒然となる図書委員たちはもはや主人公の話をまったく聞いてくれない。

こうした一連の行動にみる問題点としては、ブックカードの名前が自分ではなく、まったく他人のものであるという真相を図書委員に対して懸命に伝えようとする態度にあるだろう。カードの名前が自分の名前ではないということは事実であるが、この状況でそのことを伝えることは自分ではないもう一人の「藤井樹」がそれを書いたということを意味する。結果として、主人公の話をまったく聞こうとしない図書委員たちに対して、主人公は説明をあきらめており、利用者の秘密を漏洩したことにはならない。しかし、主人公の行動からは明らかにカードの名前の主が自分と同姓同名の男子生徒であることの説明を試みていることがみてとれる。こうした言動には読書記録に関するプライバシーを守ろうという姿勢がまったくうかがうことができない。カードに書かれた名前が自分のものではないことは事実ではあるが、だからといって、その名前の主がもう一人の藤井樹であることをわざわざ(詳細に)告げることは図書館員としてのあるべき態度に反している。

上記の場面に続くシーンでも同様の問題がみられる。図書委員の女生徒たちから自分とカードに名前を記した藤井樹との関係を誤解された主人公は、坂口先生とともに図書室を後にするのだが、その際、坂口先生から「で、だあれあなたを好きだった男子って？」と問い詰められるのである。このとき、主人公は「あれ私の名前じゃないんです」「ほら、もう一人いたでしょ藤井樹って、あいつの作業なんです」と答えている。つまり、カードの名前の主が自分ではなく、男子の藤井樹であることをはっきりと告げており、この行為は明らかに読書記録の無断開示行為に該当するのである。このことから、映画作品の中の主人公が、読書記録がプライバシーであること、図書館員がプライバシーを守るという倫理を持っていることについてまったく理解していないことが分かるだろう¹⁵。

1.2 貸出記録の目的外使用

すでに述べたように、主人公が過去に通っていた学校の図書館ではカード式の貸出方式を採用している。学校図書館において、貸出業務にコンピュータが導入されるのはごく最

近のことである。1995年に公開された映画の中でカードによる貸出方式が描かれることは仕方ないことだろう。ここでの問題点は、カード式の貸出が描かれること自体ではなく、こうした環境において、図書館が集めた貸出記録が本来の目的では使用されていない点にある。

(1) 貸出記録を使ってゲームをする

映画の中で、図書委員の女性徒たちはブックカードに記された貸出記録を使って「藤井樹探しゲーム」を楽しんでいる。「藤井樹探しゲーム」とは、図書室の不人気本になぜか大量に記されている「藤井樹」の名前を探し当てるゲームである。ブックカードをより多く見つけた者が勝ち、というルールであり、図書委員の話ではみんなで競って集めている。主人公が図書室に訪れるまでに、図書委員たちは「点取り表」を作成し、すでに87枚のカードを発見している。

言うまでもなく、貸出記録というプライバシーを含む個人情報を扱う図書館は、当然、「個人情報保護」という観点からその記録を管理しなければならない。このことは、貸出記録を第三者に開示しないということだけでなく、貸出記録を集める際には、収集する目的を開示し、その目的に必要な範囲内で情報を集め(必要以上に集めない)、集めた情報については利用者に開示した目的以外に使用しないことも含まれる。また、目的を達した場合には、いつまでもその情報を無意味に抱え込まずに確実な方法で廃棄するか、利用者に返す必要がある。学校図書館での貸出記録の管理もまた同様である。とすれば、当然、この作品のように、貸出記録が記されたブックカードを「遊び」という目的で使用することは、図書館員にとっては許されない行為となる。こうした図書館員の倫理の基本的な部分は図書館業務に関わる人間すべてにも周知されるべきであり、図書委員だからといって貸出カードを使って遊んでよいというわけではない。しかも、そうした遊びを知った学校図書館の担当教員(係教諭?)らしき坂口先生が何も注意しないという点も問題である。また、小説版によると、主人公自身も、こうした貸出記録を使ったゲームについて、「あたしはちょっと感動していた。なんと言っていかが説明するのが難しいけど、ちょっとグッときていた。たかが図書カードではあるが、あいつが書いた名前が十年もここにこのままの形で残っていたということが、奇蹟のように思えた」¹⁶と考えている。貸出カードを使ってゲームをする、ということに対する問題意識は映画、小説ともに描かれていない。

(2) 貸出記録を使ってあれこれ詮索する

貸出記録の目的外使用の問題はこの場面だけではない。すでに述べたように、貸出記録

はあくまでも図書を管理するための記録であり、それ以外の目的では本来使用することはできないはずである。たとえば、公共図書館が集めた貸出記録が、警察機関に捜査情報として日常的に提供され、その人物が何を考えているかということを知るための管理情報として活用されるようなシステムがあるとすれば、それは大変な人権問題となるだろう。図書館が集める貸出に関する情報は本来、本を管理するためのものであり、人を管理するためのものではない。貸出記録は貸出サービス以外の目的で使用されるべきものではないのである。そのことは学校図書館でも同じだろう¹⁷。さらに言えば、そもそも、貸出記録はあくまでも貸出に関する情報を記すものであり、それ以上の何かを含むものではない。たとえば、自殺マニュアル本を借りた利用者が必ずしも自殺したいと考えているわけではないし、ハッキングの方法について書かれた本を借りた利用者が全員、犯罪者となるわけでもない。貸出記録を、個人の内面を推測することができる情報と考えること自体が無意味であるということも図書館員は自覚すべきだろう。

貸出記録が個人の内面を探るためのものではない(なりえない)ということを考えれば、本作品内で図書委員たちが貸出記録を手がかりにその人物像をあれこれ想像する場面が問題となるだろう。小説版によると、カードに名前を大量に残した藤井樹という人物は、図書委員たちの間で「伝説的人物」として語られており¹⁸、生徒たちの興奮ぶりからは、主人公が図書室にやってくる前から「藤井樹」という人物がどのような人物かということが相当にあれこれ詮索されていたことが分かる。さらに、映画のラストシーンで図書委員たちは貸出カードの裏に書かれた似顔絵から落書きの主が主人公に好意を寄せていたことを想像し、そのカードを主人公の自宅に届けるという行動をとっている。もちろん、映画の展開上必要なシーンであり、感動を呼ぶ場面ではある。また、カードに主人公の似顔絵を落書きした藤井樹(主人公と同姓同名の男子生徒)は、主人公にその似顔絵を見て欲しくて描いたとも解釈できるのだが¹⁹、もちろんそのことはカードを届けにやってきた図書委員たちが察知するところではない。貸出記録からその借主の人物像を図書館員(図書委員)が推測するような図書館があるとすれば、利用者は決していい気持ちはしないだろう。近年、公共機関でも住民の個人情報をもとにし職員同士がうわさ話をする事自体が厳しく戒められるようになってきている²⁰。厳密にはこうした図書委員の行為についても、貸出記録という個人情報を管理する立場にある「図書館員」(広い意味で)の倫理に反していると言えるだろう。

1.3 個人の読書傾向に対する干渉

映画作品『Love Letter』の中には、中学時代の回想シーンにおいて、誰も読まないよう

な本ばかり借りる男子生徒に対して、図書委員の主人公が「こんなの読むの？」と声をかける場面が描かれている。男子生徒は「読むわけないじゃん」と言い放ち、「藤井樹ストレートフラッシュ」と、自分の名前が一番書かれたブックカードをポーカーのランプのように並べて自慢するのだが、こうした子供じみた遊びに対して主人公は「バッカじゃないの」と吐き捨てるように答えている。

この場面にも問題点としては、「こんなの読むの？」と個人の読書傾向に干渉する(ケチをつける?)主人公のセリフである。図書館員は利用者の知る自由を保障することをその任務とする。もし、カウンターに本を借りに来た利用者の読書内容について、図書館員がいちいちチェックをし、「この本は感動しますよ」「いい趣味ですね」などと声をかけるとすれば、そのことを億劫に感じる利用者があるかもしれないし、ましてや「こんな本を読むんですか?」「この本は面白くないですよ」「やめたほうがいいですよ」などと声をかけることがあったとすれば、親切心から出た言葉であっても、「大きなお世話」以外の何ものでもない。利用者がその本を借りることに対してなんらかの気恥ずかしさを感じている場合はなおさらであろう。

仮にこうした図書館員が貸出カウンターにいれば、利用者の足は次第に遠くよくなることも考えられる。図書館員の重要な任務として「利用者を知ること」「利用者とは本を結びつけること」という言葉があるように、図書館員が図書館利用者の読書傾向を知ること自体は悪いことではない。しかし、どのようなジャンルの本がよく利用されているか、その地区の図書館利用者がどのような本をよく読んでいるかということは全体のデータを調査すれば分かる。図書館員だからといって、常に利用者個人とその読書傾向を結びつけて把握する必要はないし、仮に個人の読書傾向を知る必要があるとしても、それは利用者とは図書館員の信頼関係の上になされるべきだろう。こうしたことを考えれば、カウンターにて貸出サービスを行う際には、図書館員は利用者の個別の読書行為にはできるだけ干渉しないように努め、干渉しているととられるような態度を示さない必要があると筆者は考える。

『Love Letter』の設定によると、主人公と男子生徒は同じ図書委員を務めるクラスメイトの関係にあり、「こんなの読むの」という言葉は「知り合いだからこそこの軽口」とも解釈できる。また、大半が顔見知りの関係にある学校図書館の図書委員に対して、現実にもそこまでの厳格さを求めることは難しいだろう。しかし、「知る自由」「読書の自由」の前提としてプライバシー保護(不干渉)が存在していることはやはり図書館サービスに関わる人間にとって大切な倫理であることに変わりはない。作品の中から発見することは難しいかもしれないが、現実の図書館員にとっては重要な責務であるからここではひとまず問題行

動として加えることとした。

2. アンケート結果

以上のように、映画作品『Love Letter』には貸出記録の取り扱いにおいて、図書館の自由、図書館員の倫理に反する場面がいくつか描かれている。もちろん、これらの表現は、いずれも映画のストーリー展開上必要なものであり、図書館が抱えてきたさまざまな問題を背景にした描写でもある。よって、本稿では上に指摘した問題点に関してこの映画作品の内容そのものを批判する意図はまったくないことを確認しておきたい。ここで注目したいことは、この作品に描かれる図書館員や図書委員の問題行動が、誰もが通り過ぎた(または通りたかった)共通体験に近い過去の中で実に自然に描かれており、だからこそ「図書館の自由」や「知る自由」とプライバシーの関係について考える上では大変重要な教材となるということである。

冒頭で述べたように、一般には、読書記録とプライバシーはほとんど結び付けられることもなく、また、「図書館員の倫理」として貸出記録を厳重に管理する責任があることもほとんど理解されていないのではないか。この問題について考えるために、本稿では2000年度より本学の図書館司書課程科目において年に1回、さらに2002年度には本学で開催された図書館司書講習科目にて1回、合計4回にわたって本映画作品を上映し、視聴後に問題点についてのアンケート調査を行った。アンケートの方法と結果を紹介してみよう。

2.1 アンケートの方法

アンケートは本学学生と夏期に開催される司書講習受講生を対象として、2000年度より、筆者が担当する図書館学科目の中で実施した。アンケート時期は「図書館」の概念に関する基本的な説明を終えた授業開始約1ヵ月半後(第6回目)とし、映画上映前に以下の設問を記したプリントを配布した。

●演習問題

日本映画『Love Letter』を鑑賞し、以下の項目について簡潔に答えて下さい。

- 1) この作品には、図書館員(図書委員を含む)として問題があると思われる行動が描かれています。図書館員の問題行動を具体的に指摘してください。

プリント配布後には、設問の「問題行動」について、「図書館員だからこそやってはいけない行為」と説明した。たとえば、仕事をさぼったり、サービス対象(客)に対して失礼な振る舞いをするのは確かに問題行動ではあるが、図書館員だけではなくすべての職業におい

てやってはいけないことである。これに対して、本アンケートで問いかけている問題行動とは「図書館員の専門性」に違反する行為であり、「たとえば、警察官が自宅に拳銃を持ち帰ったり、捜査情報を家族や知人に漏らしたりすること」であるというヒントを与えた。また、こうした問題行動は、専門家が見ればすぐに気がつくが、一般にはあまり知られていないこと、特に映画やテレビドラマなどで描かれる場合は、間違ったイメージを与えるため、図書館関連団体から製作者に抗議することもあると述べている。さらに、本作品内の問題行為はストーリー展開上、必要不可欠な場面で登場しており、加えて、国内外から高い評価を受けていることから分かるように、作品世界に引き込まれすぎると問題行為を発見しにくくなるという部分もある。上映前の注意点として、作品を楽しむだけでなく、注意して鑑賞するようにという指示も与えた。さらに2001年度からは、問題行動を指摘するだけでなく、その理由についても記入するようにと指示した。口頭では特に指示していないが、問題行動は図書館員だけでなく、図書委員にもみられることを課題文の中で記している。

なお、アンケートは授業中に行ったため、本学学生を対象とするアンケートには、1年生だけでなく2年生以上も参加している。すでに数年間にわたって図書館学を受講している学生と、図書館学を初めて受講する学生とでは、読書記録とプライバシーとの関係についての知識に大きな差がある。今回の調査では一般的なプライバシー意識を知ることを目的としているため、本稿での分析対象としては図書館学の勉強を始めたばかりの1年生の回答に注目し、2年生以上の学生の回答については、参考資料として取り扱うこととした。アンケートに関する基礎データは以下の通りである。

表1 基礎データ (単位:人)

年度	2000年度	2001年度	2002年度	2002年度 司書講習	合計
実施日	11月9日	5月28日	5月20日	7月30日	—
アンケート実施科目名	図書館資料論	図書館概論	図書館概論	図書館概論	—
回答者数	103(43)	101(69)	173(100)	66	443 <278>
1年生 学科別 学生数	法律学科(法学科)	10	2	8	20
	地域行政学科	-	-	5	5
	経済学科	10	7	13	30
	商学科	1	5	4	10
	日本文化学科(国文学科)	15	41	45	101
	英米言語文化学科(英文学科)	3	3	8	14
	社会文化学科(社会学科)	4	3	8	15
人間福祉学科	-	8	9		17

* 本学は2001年度、2002年度に学科名が変更している。()内が旧学科名。

* 人間福祉学科は2001年度新設、地域行政学科は2002年度新設

* 回答者数の()内の数値は1年生のみの回答者数

* 回答者数の〈 〉内の数値は1年生と司書講習受講者数の合計

2.2 アンケート結果と分析

(1) 回答結果

以上の説明をふまえて、映画を上映した結果、1.に挙げた問題行動に気がついた学生はどの程度いたのだろうか？ 図書館学を受講しはじめて間もない学部学生、司書講習受講生を対象に、図書館員と図書委員の行動にみる問題点を以下の5つに分けてアンケートを集計したところ、次のような結果となった。

表2 アンケート回答結果(正解数) (単位:人)

種類	問題行動	2000年度	2001年度	2002年度	2002年度司書講習	合計
図書館員の 問題行動	(1)手紙で過去の貸出記録を伝える	1(2.3%)	3(4.3%)	5(5.0%)	0(0.0%)	8(2.8%)
	(2)図書委員、教員にカードの名前の主が自分ではないことを告げる	3(7.0%)	0(0.0%)	1(1.0%)	0(0.0%)	4(1.4%)
図書委員の 問題行動	(3)図書委員が「こんな読むの？」と読書に干渉する	0(0.0%)	3(4.3%)	2(2.0%)	0(0.0%)	5(1.8%)
	(4)ブックカードを使ってゲームをする	3(7.0%)	10(14.5%)	13(13.0%)	17(25.7%)	43(15.5%)
	(5)ブックカードから人物像を想像する(カードの似顔絵を見せに行く)	0(0.0%)	1(1.4%)	1(1.0%)	3(4.5%)	5(1.8%)
合 計		7	14	20	20	61(21.9%)

* ()内は1年生と司書講習受講者数(278名)に占める回答者の割合(正解率)

以上の結果から分かるように、図書館員、図書委員の問題行動について気がついた学生は大変少数であった。まず、主人公の現在の姿を描いた図書館員の問題行動についてみると、(1)(2)ともに正解者はたいへん少なく、読書記録の無断開示が図書館員にとって重大な問題行為であるということがほとんど理解されていないことがわかる。また、貸出情報から利用者の内面を探るということについても同様に、ほとんどの回答者が問題ととらえることができておらず、図書館におけるプライバシー保護の重要性、個人情報保護の考えが定着していないことが分かる。

一方、この結果をすでに図書館学を受講して1年以上が経過している2年生以上を対象としてみると、若干、数値は上回るものの、その数値は決して高いわけではない(2002年度4名、2001年度1名、2000年度5名)。2年生以上については、その他の科目において「図書館員の倫理綱領」や「図書館の自由に関する宣言」について学習しているはずであるが、読書記録がプライバシーであるということを知っていたとしても、現実のサービス

の中でどのような行動がどのように問題になるかということについては実感としてなかなか理解されていない現状もみえてくる。もちろん、『Love Letter』の設定が複雑であり、問題点を発見しにくいということもあるかもしれないのだが。

「個人の読書への干渉」についてもやはりほとんどの学生が問題行為として考えていないことが分かる。2年生以上に対象を広げると、若干、回答者数は増えるが(2000年度1人、2002年度3人回答)、いずれにせよ回答者数は少ない。

これに対して、ブックカードの取り扱いをめぐる問題行動については正解率が2～3倍にのぼっている。特に、2002年度の司書講習受講生において正解率が高く、問題意識の高さがうかがえるだろう。ただし、アンケート用紙に記入された文章を調べてみると、「カードで遊んでばかりいて仕事をしない」「カードでゲームをして遊んでいる」といったものもある。つまり、この回答率にはブックカードを使ったゲームの問題点を単に「職務怠慢」にあると回答した学生も含まれるのである。カードで遊ぶということが必ずしもプライバシー侵害行為と結びつく問題としてとらえられているとは言いにくい結果もみられた。

(2) その他の回答

以上のように、一般の意識としては、読書記録とプライバシーとは直接的には結びついておらず、「利用者の秘密を守る」ことが図書館員の重要な任務の一つであることはほとんど知られていないということが明らかになった。正解を発見できた学生はごく少数であるという結果は、多くの学生が上記以外の行動を問題行動としてとらえているということでもある。では、「図書館員の倫理に反する行為」として、多くの学生が映画『Love Letter』から指摘した行動とはどのようなものだったのだろう。不正解の回答もまた、見方を変えれば、「図書館員とはなにか」「どのような倫理の下で仕事をすべきか」という職業倫理に対するイメージを探る上で重要なデータともなりうる。そうしたイメージが強すぎることは、図書館員の職務とプライバシー保護という専門性が結びつける上での阻害要因となっていると考えることもできるだろう。本稿の目的からは若干それることになるかもしれないが、簡単に「その他」の回答を紹介してみよう。表3はその他の回答内容を内容ごとに分類し、集計したものである。ここでは、1年生から4年生まで全員の回答を集計している。

表3 アンケート結果(その他の回答数) (単位:人)

種類	回 答	2000 年度	2001 年度	2002 年度	2002年度 司書講習	合計
図書館員の問題行動	仕事中に私用の手紙を書く(職務怠慢)	60	67	103	45	275
	本の扱い方が悪い(積み重ねる、落とす等)	35	20	46	26	127
	館内で飲食(風邪薬を飲む)	38	15	41	22	116
	仕事中に私語が多すぎる	25	18	45	14	102
	免許書をコピーしている(職場のコピー機を私用で利用している)	32	18	23	11	84
	図書館周辺での喫煙	0	1	8	6	15
	風邪が治っていないのに出勤	3	3	5	2	13
	簡単に仕事を休みすぎる	4	1	2	0	7
	図書館委員の問題行動	読まない本のブックカードに自分の名前を書いて遊んでいる、カードの裏に落書きする	12	9	25	18
図書館委員が手続きをせずに学校図書館の本を外に持ち出している		4	3	7	15	29
カード式の貸出を行っている(コンピュータ方式にすべき)		1	8	6	0	15
合 計		214	163	311	159	847

* 複数回答可としたため回答の合計数は回答者数よりも大きい

(2-1) 職務怠慢・図書館員自身のルール違反

図書館員の倫理に反する行為として最も多く指摘された行動は「職務怠慢」であった。確かに映画の中で公共図書館に勤務する主人公は知人に送る手紙を書くために仕事中に職場のパソコンを使ったり、プライベートな事柄について同僚の図書館員と相談したりしている。カウンターに利用者が並んでいるにも関わらず、同僚の仕事を手伝わずに手紙を書き続ける、という場面もある。すでに述べたように図書館員に限らず、職務怠慢はどのような仕事であっても職業人としてはふさわしくない行為である。ただし、同じ状況で、たとえば一般企業にとつめるOLを主人公にした物語で、同様に仕事中に私用でパソコンを使ったり、同僚とおしゃべりするという映画を見せた場合、問題行動として「職務怠慢」を指摘する回答が得られたかどうかは疑問である。回答数275という結果は、全回答者数の6割を越えている。特に「図書館員はまじめな人物でなければならない」というイメージが強くあるのではないだろうか。

館内での職員同士のおしゃべりや乱暴な図書の扱い方(図書の上に座る、落とす、足を乗せるなど)を問題行動と考える意見も多かった。筆者は漫画作品を使った図書館員のイメージに関する調査として前号掲載の論文の中で、漫画作品の中の図書館員の行動を調査した。その結果、最も多く描かれる行動が「利用者を注意する」という行動であった²¹。一般に、図書館員といえば、「口うるさい」「ルールに厳しい人物」というイメージが強いのだろう。にもかかわらず、映画の中では図書館員自身が、静寂を保たなければならない館内でおしゃべりに興じたり、本を乱暴に扱ったりするなど、自らがルールを破る場面が多く描かれ

ている。こうした点を問題行動として指摘する意見が多い理由としては、ルールを課す立場にあるはずの図書館員が利用者に禁止していることを自ら破っているという点が、その問題性を強く印象づけたと考えられるのではないか。

とすれば、図書館員による館内での飲食を問題行動として指摘する意見も同様であろう。最初、筆者がこの回答を目にしたとき、図書館員が館内で飲食するシーンがあったかと不思議に思ったが、確かに主人公が図書館内で液体の風邪薬か栄養ドリンクのようなものを飲んでいるシーンがある。事務室等の利用者の目に付かない場所であれば風邪をひいている職員が風邪薬を飲むことは決しておかしいことではない。これも図書館員に対するルールに厳しい人物であるというイメージがその問題性をさらに増幅させたのではないか。

多くの図書館において、館内のコピー機で複写できるものは館内資料のみである。他の図書館の資料や持ち込みのノートは著作権法上の制限や他の利用者の迷惑になるという理由からその複写が禁止されていることが多い。主人公が図書館のコピー機を使って自分の免許証をコピーする場面を問題行動と考える回答が多かった理由の一つとしてもやはり、図書館員であるからこそ利用者用のコピー機を私用で利用することはできないという考えがあったのではないか²²。なお、この場面での複写行為はヴィジュアル版によると事務室内で行われており²³、職務怠慢という点以外は問題はない。

(2-2) ブックカードで貸出記録を管理する

主人公の中学時代の回想シーンで登場する学校図書館での貸出サービスについて、「貸出はブックカードではなく、コンピュータで管理すべき」という指摘もいくつかみられた。本学ではアンケート実施日と同時期に「図書館サービス論」を開講しており、1年生も受講できるようになっている。問題行動と考える理由としては「プライバシー」が守られていないことを指摘する声も多く、おそらくはアンケート回答者の一部に貸出サービスに関するプライバシー保護について既に学習していた受講生が含まれていたのだろう。

冒頭で述べたように、学校図書館での貸出サービスがコンピュータによって管理されるようになるのはつい最近のことであり、映画の中に登場する学校図書館がブックカードを使用している点については本稿では「問題行動」としては除外している。しかし、正誤はともかくとして、問題行動として「プライバシー」の問題に気がついたことは高く評価できる。

ただし、これらの回答者のアンケート結果のみを抽出し、上記2.2(1)の問題行動を発見できた回答と掛け合わせて、プライバシー問題についてどの程度理解されているかをみると、ブックカードの問題を指摘したアンケート回答者15名のうち、表2の(1)から(5)まで

の問題行動に気がついた人数は8名にとどまっていることが分かる(表4参照)。つまり、半数はその他のプライバシー侵害行動の問題性には気がついていないということである。貸出記録は安易に人に知られてはいけないという問題意識を授業の中で得た知識として持つてはいても、現実には貸出記録や読書記録がプライバシーであるという実感はそれほど定着してはいないという現実がみえてくる。図書館員の専門性とプライバシー保護はやはりしっかりと結びつけられていないようだ。

表4 プライバシー問題に対する理解度 (単位:人)

問題点	2000年度	2001年度	2002年度	2002年度 司書講習	合計
(1)手紙で過去の貸出記録を伝える	0	0	1	0	1
(2)図書委員、教員にカードの名前の主が自分ではないことを告げる	0	0	0	0	0
(3)図書委員が「こんな読むの?」と読書に干渉する	0	0	0	0	0
(4)ブックカードを使ってゲームをする	0	4	0	0	4
(5)ブックカードから人物像を想像する(カードの似顔絵を見せに行く)	0	2	0	0	2
(6) (1)～(5)の回答者数合計	0	6	1	0	7
(7) 「ブックカードによる貸出記録の管理」を問題点と指摘した回答者数	1	8	6	0	15
理解度(回答率)=(6)/(7)×100	0(%)	75(%)	16.7(%)	0(%)	46.6(%)

(2-3) 印象に残った回答

最後に、印象に残った回答をいくつか紹介してみよう。

一つは「もらった風邪薬を図書館内で開けるのは危険」という意見である。映画の中では、主人公が文通相手から送られてきた粉状の風邪薬を開封するシーンがある。主人公と文通相手は手紙だけの関係であり、お互いのことをはっきりと知るようになるのはしばらくたってからのことである。主人公はさすがにその粉状の薬を飲むということはないのだが、開封した際にタイミング悪くくしゃみをしてしまい、周囲にその粉をばらまいている(ように見える)²⁴。

ではなぜこの行為が問題であると回答者は指摘しているのか。こうした回答は2002年度のアンケートにおいてはじめて指摘されたものであり、それ以前の2回のアンケートではまったく指摘がなかった。このことを考えれば、おそらくこの回答は、2001年の米国同時多発テロ後の炭素菌事件を連想したものであると言えるだろう。テロ事件と図書館は決して無関係ではなく、たとえば、沖縄県内の大学図書館でも、外国から船便で輸送された雑誌の中に「白い粉」が発見され、一時、大きな騒動になっている²⁵。本稿のテーマとは直

接関係はないが、確かにこうした行動は利用者の安全を守るという意味では軽率な行動と言えるだろう。

「図書委員が帯出手続きをせずに学校図書館の本を持ち出す」という回答を指摘する声もあった。おそらく、ラストシーンで、カードを抜き取らずに、主人公のもとに持って行く場面を指しているのだろう。大変こまかい指摘であるが、これも図書館員だから問題というわけではない。

「2人いっしょにカウンターから離れる」という指摘も興味深い。『Love Letter』には主人公のほかにもう一人「主」と呼ばれる女性職員が登場する。主人公が勤める公共図書館の場面では主にこの二人のやりとりが描かれており、他の職員は登場しない。図書館のカウンターには一般的に貸出記録だけでなく、住所や氏名、電話番号などの個人情報を管理するコンピュータが設置されていることが多い。映画作品『Love Letter』の中でもカウンターにはコンピュータが設置されており、不在にすることは確かに問題だろう。ただし、原作を読むと、この図書館には二人以外の図書館員が働いていないというわけでもないから、映画では描かれていない部分で二人以外の図書館員がカウンターについているのかもしれない。問題行動とする確証がないため、ここでは除外している。

3. 追加調査

以上のように、映画作品『Love Letter』に見る問題点について、プライバシー侵害という観点から指摘することができた回答者は大変少ないというアンケート結果が明らかとなった。図書館とプライバシー問題はほとんど結び付けられていないのが現状である。とすれば、プライバシー保護の重要性についての意識を広めるためには具体的に何が必要となるのだろうか。この問題について考えるために、本稿では上記のアンケートにおいて問題行動を発見することができた回答者に注目することとした。少数ではあるものの、「手紙での貸出記録の無断開示」や「図書委員による読書への干渉」など、かなり細かい部分についても的確な回答が得られたことは事実である。彼らが図書館におけるプライバシー問題についてどのように知ったか、ということ进行调查すれば、プライバシー意識を定着させるための方法を考える上でのヒントがみえてくるのではないだろうか。

2002年度は、映画アンケートのさらに追加調査として、「図書館概論」の授業の中で本作品の問題点を説明した後に、読書記録や貸出記録が個人のプライバシーであり、図書館はそれを厳重に管理しなければならないことを知っていたのかどうか、知っていたとすればどのようにして知ったのか？、という内容のアンケート調査を実施することにした。ア

アンケートは「図書館概論」の受講生全員(1年生から4年生、司書講習受講生)を対象として、貸出サービスにおけるプライバシー保護に関する講義と映画にみる問題行動の解説を行った後に実施している。アンケート内容と結果は以下の通りである。

<p>Q1 読書記録、貸出記録が個人のプライバシー(秘密)であるということを知っていましたか?</p> <p>1) 知っていた 2) 知らなかった</p> <p><Q1で1)と答えた人への質問です></p> <p>Q2 いつ知りましたか?</p> <p>1) 小学校時代 2) 中学校時代 3) 高校時代 4) 大学時代</p> <p>5) 小学生以下 6) 大学卒業後*</p> <p>Q3 どのようにして知りましたか?</p> <p>1) 授業中に先生に教えてもらった(図書の授業など)</p> <p>2) 図書館員から教えてもらった(オリエンテーションなど)</p> <p>3) 両親、兄弟、友人から教えてもらった</p> <p>4) その他 ()</p>
--

*司書講習受講者のみの選択肢

表5 基礎データ (単位:人)

年度	2002年度	2002年度司書講習	合計
実施日	6月25日	8月1日	—
科目名	図書館概論	図書館概論	—
回答者数	199 (94)	66	265<160>

* ()内は1年生のみで再集計した数値
 * < >内は1年生と司書講習受講者のみで再集計した結果

3.1 貸出記録に関するプライバシー問題認識度

まず、貸出記録がプライバシーであることについて、講義での説明を受ける前にどの程度認識していたかどうかを調べてみてみよう。調査によると、全受講者数265名(アンケート実施日出席者数)に対して、83名の受講生が「知っていた」と回答している。この回答数にはすでに図書館学を数年間受講してきた2年生から4年生までの回答を含むため、上記の映画『Love Letter』にみる問題行動アンケートの回答数を大きく上回る結果となっている。なお、2002年度の数字を1年生だけで再集計してみると22名となり、表2の集計結果と調和的となる。

次に、全受講生に占める「知っていた」の比率を調べると、2002年度では32.2%、2002年度講習では28.8%となり、いずれも低い水準にとどまっていることが分かる。また、2002年度を1年生だけで再集計してみると、その比率は23.5%となり、2002年度の図書館司書

講習受講生と比較すると若干低いことが分かる。図書館学を最初に受講する科目「図書館概論」の中でのアンケートであるが、学部生については必修科目ではない「図書館概論」を選択して受講する学生であるから、図書館に関して全く興味がないということではないと考えられるし、司書講習受講者についても、職業として司書を目指す人々(あるいは現職者)であるから本来、図書館や図書館学に対する興味は大変高いと考えられる。にもかかわらず、プライバシー問題に対する認識度はわずか2割強から3割弱という結果となった。上記の映画アンケートの結果と同様、図書館における読書記録とプライバシーは多くの受講生にとって結び付けられていなかったことが改めて確認できる。

表6 貸出記録に関するプライバシー問題認識度(1) (単位:人)

Q1 読書記録がプライバシーであることを知っていましたか?

年 度	2002年度	2002年度司書講習	合 計
回答者数	199(94)	66	265<160>
知っていた	64(22)	19	83<41>
知らなかった	135(72)	47	182<119>
全受講者数に占める「知っていた」の回答者数(回答率)	32.2%(23.5%)	28.8%	31.3% <25.6%>

* ()内は1年生のみで再集計した数値

* < >内は1年生と司書講習受講者のみで再集計した結果

3.2 貸出記録がプライバシーであることをいつ知ったのか?

次に、図書館での貸出記録の管理におけるプライバシー保護の問題に気がついた時期についての調査を行った。図書館を利用する年代を「小学校時代」と仮定し、学齢に合わせて「中学校時代」「高校時代」「大学時代」とし、念のため「小学生以下」という項目も作った。司書講習受講者については「大学時代以降」という選択肢も準備している。その結果、最も多かった回答はやはり「大学時代」であった。アンケートに付記されたメモをみると、大学での図書館学や法律学、「マスコミ論」などの講義の中で、読書に関する記録が個人の興味関心やポリシーをあらゆる情報として活用できること、つまりプライバシーであることを知ったことが分かる。しかし、大学の講義で知ったという回答者は全体の半数以下であり、残り半数は大学入学以前もしくは以後に読書記録がプライバシーであることを認識していた事実もみえてくる。

表7 貸出記録に関するプライバシー問題認識度(2) (単位:人)

Q2 いつ知りましたか?

年度	2002年度	2002年度司書講習	合計
小学生以下	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
小学校	9(14.1%)	3(15.8%)	12(14.5%)
中学校	16(21.9%)	4(21.1%)	20(24.1%)
高校	12(18.8%)	3(15.8%)	15(18.1%)
大学	27(42.2%)	4(21.1%)	31(37.3%)
大学卒業後	—	3(15.8%)	3(3.6%)
無回答	—	2(10.5%)	2(2.4%)
合計	64	19	83

*()内は合計に占める各選択肢の割合

3.3 どのようにして知ったのか?

では、83名の回答者は読書記録がプライバシーであることをどのようにして知ったのだろうか? 多くの回答者が選択した「図書、図書館学の授業」であるが、この回答をさらにQ2の回答別(知った時期)にみると、大学時代の授業で知った回答者が31名と、全体の31.3%にとどまり、高校時代の授業(図書の授業など)で知った回答者が5名、中学校時代に授業で教わった回答者も2名いることが明らかとなった。また、オリエンテーション時に図書館員から直接教わったという回答もあり、合計12名、全体の14.5%を占める。図書館教育において読書記録とプライバシー保護に関する指導が行われ、ある程度の効果をあげている現状もみえてくる。

表8 貸出記録に関するプライバシー問題認識度(3) (単位:人)

Q3 どのようにして知りましたか?

年度	2002年度	2002年度司書講習	合計
図書、図書館学の授業で	小学校時代	0(0.0%)	0(0.0%)
	中学時代	2(3.1%)	0(0.0%)
	高校時代	4(6.3%)	1(5.3%)
	大学時代	25(39.1%)	1(5.3%)
	合計	31(48.4%)	2(10.5%)
図書館員から教えてもらった	7(10.9%)	5(26.3%)	12(14.5%)
両親、知人など身近な人から	4(6.3%)	3(15.8%)	7(8.4%)
その他	22(34.4%)	9(47.4%)	31(37.3%)
合計	64	19	83

*()内は合計に占める各選択肢の割合

とはいえ、そうした図書館教育はやはり一部で行われているにすぎず、図書館とプライバシー保護の問題は(大学入学以前に発見した回答者について集計すると)、誰かに教えら

れて発見するというよりは、日常的な図書館利用の中で自ら気がつくことのほうが多いようだ。表8から分かるように、もっとも多い回答は「その他」であった。「その他」の回答を選択する場合は、選択肢の横に付記した()に具体的にその状況を記入するように指導している。回答を内容ごとに分類し、集計すると表9のようになる。

表9 貸出記録に関するプライバシー問題認識度(4) (単位:人)

「その他」の回答内容

その他の内容	2002年度	2002年度 司書講習	合計
図書館を利用するうちになんとなく気がついた	11(50.0%)	2(22.2%)	13(41.9%)
貸出時または他人のブックカードを見たときに気がついた	4(18.2%)	0(0.0%)	4(12.9%)
他人のブックカードを見ている人を見たときに気がついた	2(9.1%)	1(11.1%)	3(9.7%)
実際にプライバシーを侵害された	2(9.1%)	1(11.1%)	3(9.7%)
図書委員の作業を通じて(図書館業務を通じて)	2(9.1%)	1(11.1%)	3(9.7%)
その他	0(0.0%)	4(44.4%)	4(12.9%)
未記入	1(4.5%)	0(0.0%)	1(3.2%)
合計	22	9	31

* ()内は合計に占める各選択肢の割合

「その他」の中で最も多い回答は、図書館の日常的な利用の中でプライバシーであることを「なんとなく」発見したという意見であった。多くは「なんとなくそう思った」「なにげに知っていた」「自分で気づいていたかな?」「なんとなく嫌だな、と思って」「何となく一般的に」「友人とふとした時に気づいて話をした」など、特にはっきりとしたきっかけがあったわけではない。理由ははっきりしないが、自分で問題点を考え、「自分で色々考えているうちに、あーこれは他人にばれるな……、と」「他の人に記録を知られたら嫌だから、プライバシーじゃんかと思った」「自分で考えて、実はこれってプライバシーの侵害なんじゃない?、とっていた」という意見もあった。

学校図書館でのブラウン式、ニューアーク式等のブックカードの使用が、プライバシー問題を気づかせるきっかけになったという回答も少なくない。この回答には二つのケースがあり、一つは図書館から借り出した本や館内で読んでいた本のカードの存在に気がつき、他人の名前を見たことによる問題の発見である。「本を借りたとき」「他人のカードを見たとき」「ブックカードに自分の前に借りた人の名前が書かれていて、知っている人の名前とかがあったから」といった回答、さらには「同じ傾向の本を読む知らない人が(自分の他に)いることに気がついた」という回答もあった。これに対して、学校図書館で「他人のブックカードを見ている知人友人をたまたま見かけたときにプライバシーの問題を発見したと

いう回答もあった。「他人のカードを見て遊んでいる人を見たとき」「友達が他人のカードを出して試しているとき、いいのかなあ？と思って悪い気がした」「図書委員だったとき、ある生徒(図書委員)が他人のカードを見て失礼なことを言っていた」「カードを誰もが自由にとれる方式で、よく生徒が他人の生徒のカードを見ている姿を見ていて、薄々感づいていた」などの実体験がつつられている。

少数であるが、実際に自分の読書記録を無断で開示されることで、プライバシーの問題に気がついたという回答もあった。具体的な状況は不明だが、「小学校の時、実際にプライバシーを侵害された経験がある」「読んでいた本がばれた」という回答、さらに、「返却が遅れたとき、本の名前をクラスで担任に言われた。みんなの前で」という生々しい回答もあった。学校教育機関は児童生徒、そしてその家庭に関して、膨大な個人情報を収集している。特に教員(担任)は児童生徒の個人情報を深く知りうる立場にあり、個人情報の管理については厳重に行わなければならない。しかし、成績や健康状態、生い立ちや家庭環境など児童生徒を深く知る立場にいるからこそ、一見、「プライバシー」とは考えにくい学校図書館の読書記録を軽んじてしまうことは十分に考えられる。特に「返却期限に遅れた」というルール違反を指導する必要がある場合には児童生徒のプライバシーがさらに軽んじられることもあるだろう。しかし、教育上必要があるとしても、本のタイトルを詳細に伝えずにルール違反をいましめることは可能であるし、そもそも学校図書館員(司書教諭や学校司書)が担任に延滞者に関するデータを詳細に知らせるというシステムも問題として考える必要がある。実際にこうした形で指導を行っている学校は少なくないのではないだろうか。

図書館学の受講生の中には小中高校時代に図書委員を経験したという学生も少なくない。「図書委員の仕事を通じて知った」「図書委員になって活動したとき」など、学校時代の図書委員活動の中で作業を通じて知ったという回答もある。詳細は不明であるが、司書講習受講者の中には過去の「図書館業務の間に学んだ」という回答もあった。

この他、表9には記していないが、「中学時代に本で読んだ」ことによって問題を知ったという回答、「外国映画の中で、犯罪者(容疑者)の読書記録を調べている場面でハァーそうなんだといたく感心したことを覚えている」という回答、また、「高校の時、実際に貸出カードを見て楽しんでいる生徒に司書さんがきつくしかっているのを見た」「高校の時にコンピュータ方式になったので、それがきっかけでなんとなく気づいた」などの回答もあった。これらはすべて司書講習受講者の回答であり、やはり日々の図書館に対する興味の高さがうかがえる意見である。

以上、追加アンケート調査を集計すると、大学での講義から図書館におけるプライバシ

一問題を知った学生を除けば、中学高校時代の図書の授業や図書館オリエンテーションなどの図書館教育から問題を発見するのは一部であり、多くは自らの読書記録を他人に知られたり、他人の読書記録を知ること、プライバシー問題を発見していることが明らかとなった。アンケート調査によると、学校図書館におけるプライバシー侵害の元凶となるシステムはカード式の貸出方式であるから、こうした問題は、表面的には学校図書館でのコンピュータ管理の貸出システム導入により今後少なくなると予想される。

しかし、カード式での貸出サービスを経験することはプライバシー問題を発見するためのきっかけになっているという側面もある。コンピュータ方式に移行しても個人の読書記録に対するプライバシー侵害は可能である。たとえば、図書委員が個人の貸出データを覗き見してうわさ話をしたり、教員が延滞者の氏名と書名をクラスで公表したり、貸出記録を生活指導記録などに活用することは十分想像できる事態である。意識を変えずにシステムだけを変えたとしても、図書館におけるプライバシー侵害行為は根深く残ることになるだろう。図書館におけるプライバシー保護の意識を広めるためには何が必要か。それは、図書館における読書記録とプライバシー保護の問題に関する小中高校時代の十分な図書館教育であると言えるだろう。

おわりに

本稿では、読書記録とプライバシーに関する一般的な意識を知るために、貸出記録に関するプライバシー問題を多く含む映画『Love Letter』をもとにしたアンケート調査した。さらにこの調査から得られた回答をもとに、読書記録とプライバシーに関する認識度についての追加アンケート調査を実施、集計した。その結果、本学にて図書館学を受講する多くの受講生が読書記録とプライバシー保護の問題について関心を持っておらず、当然、読書記録に関するプライバシーの保護が図書館員の最も重要な仕事の一つであるということを考えていないということが明かとなった。図書館学受講者の中には図書館員になりたいと強く願っている学生が多く含まれているはずである。図書館に対する関心が高いと思われる層へのアンケートでもこうした結果であるから、一般的な意識としては全くと言っていいほどに図書館とプライバシー保護の問題は結びつけられていないのかもしれない。こうした状況では、メディアの中で繰り返し図書館・図書館員に対する間違ったイメージが描かれるのも当然である。

では、図書館におけるプライバシー保護の重要性についての意識を広めるためには具体的に何が必要なのか。この問題について考えるために実施した追加アンケート調査では、

「図書館学受講以前からプライバシー問題を認識していた」という回答の一部から、中学高校時代での図書館教育が効果をあげているという回答も確認できたが、その一方で、大部分が利用者教育を受けていない(何となく気がついた)こと、そして、回答数は多くないが、学校図書館を中心に読書記録の興味本位でのぞき見、担当教員による読書記録の無断開示や実際に読書記録が他人に知られて嫌な思いをしたなど、学校図書館において深刻な問題が引き起こされていることも発見できた。繰り返せば、現在、各学校において進められているコンピュータによる貸出方式の導入はこうした問題をある程度解決することになるだろう。しかし、貸出方法の変更はあくまでもシステムの変更に過ぎない。運用する人間がプライバシーに関する問題意識を全く持っていなければ、読書記録におけるプライバシーは依然として守られないだろう。たとえば、アンケート回答の中には、「図書委員がカードをみて失礼なことを言っていた」という回答があった。また、担当教員による延滞図書の督促方法に対してプライバシーに関する配慮のなさを指摘する回答もあった。図書館におけるプライバシー保護の実践のためには、特に図書館利用におけるプライバシーが軽んじられやすい環境にある学校図書館において、司書教諭や学校司書による図書館教育、利用指導が必要となるだろう。

長く続けてきた調査ではあったが、本稿をまとめるにあたっていざ集計を始めてみると、映画『Love Letter』の問題行動を指摘する回答に理由の記入のないものが多く、プライバシー問題に気がついているかどうかの判断が難しい回答もいくつかあった。また、今回は小規模な範囲での調査結果の集計、分析であったが、対象を広げ、調査を継続することによってさらに見えてくる問題もあるだろう。本稿は中間報告を目的とした研究ノートとして位置づけ、今後も一般的な読書記録とプライバシーの認識度について継続して調査を続けていきたいと考えている。

最後に、熱心に回答を記入していただいたアンケート回答者に深く感謝したい。
(2002. 08. 01)

〈脚注〉

¹ 『『びあの』事件でNHKに申し入れ』『図書館雑誌』Vol. 88, No. 6, 1994. 6, p400

² 日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会は、1997年5月10日放送「土曜ワイド劇場／お料理学校殺人事件」に対して、図書館が利用者の貸出記録を特別ですと断りながら開示する場面が問題としてテレビ朝日株式会社宛に「要望書」を送付している。(図書館の自由に関する調査委員会近畿地区小委員会編『図書館の自由ニュースレター』第18号, 1997. 9, p7-8)

³ 自由委員会著「アニメ映画『耳をすませば』で自由委、制作者と意見交換の予定」『図書館雑誌』Vol. 89, No. 7, p. 490-491, 1995. 7, 「『耳をすませば』制作のスタジオジブリを訪問し、意見を交換」『図書館

雑誌』 Vol. 89, No. 8, p. 566, 1995. 8

⁴ 山口真也著「漫画作品にみる「図書館の自由」～「利用者の秘密」を漏洩する図書館員」『沖繩国際大学日本語日本文学研究』第6巻第1号, 2002, p31-60

⁵ 1970年に出版された『市民の図書館』（日本図書館協会, p53）の中ですでに「図書館の利用を阻害している大きな理由の一つが、利用者個人の読書傾向を図書館がみているのではないかという心理的な負担である。この負担をとりのぞくためには、返却後は記録が一切残らない方法でなければならない」と指摘されている。

⁶ 学校図書館のコンピュータ化が始まった1980年代の新聞記事によると「個人読書歴」を管理する学校図書館もあったことが報道されている。「児童の操作で参考文献探し、個人・学年の傾向が一目で」という小見出しの下、「ソフトウエアは教師がプログラマーといっしょに開発したという。このソフトには個人読書歴という項目があり一人ひとりの児童について1ヶ月に本を何冊借り、それがどんなジャンルだったかが担任にはわかる」とあるが、個人読書歴を管理することについてのプライバシー保護に関する問題意識は全く読みとれない。『朝日新聞』1998年7月12日朝刊東京版19面

⁷ 2002年4月末に『産経新聞』等にて報道された「船橋市西図書館蔵書除籍」問題。2001年8月に船橋市西図書館において廃棄された一般図書170冊のうち107冊が廃棄基準に適合しておらず、その中に「新しい歴史教科書をつくる会」の関係者の著書が多く含まれていたとされる。

⁸ 岩井俊二監督『Love Letter 劇場版』キングレコード・フジテレビ, 1996

⁹ 岩井俊二著『ラヴレター』角川書店, 1995

¹⁰ 岩井俊二著『Love Letter』扶桑社, 1995

¹¹ 小説版では次のように記されている。「あいつ図書室に来ると必ず何冊か本を借りていくんです。それもどんな本かという、そう……たとえば青木昆陽の伝記とか、マラルメの詩集とか、ワイエスの画集とか、そういうやつ。要するに絶対誰も借りないような本」岩井俊二著『ラヴレター』角川書店 1995, p130

¹² 映画でははっきりとは指摘されていないが、ヴィジュアルストーリー版では、博子から主人公への手紙の中で「彼が書いているのがあなたの名前のような気がしてしかたないんです」と記されている。(p183)

¹³ 小説によると「フィルムはまだまだ全然なくならず、(中略)今度は欲も出てきて、あたしは校舎の中に忍び込んだ」とある。(p152)

¹⁴ 岩井俊二著『ラヴレター』角川書店, 1995, p154

¹⁵ 『Love Letter』の問題点を指摘する佐藤毅彦氏によると、監督の岩井俊二氏自身が映画公開時のインタビュー等を調べても、「図書館の貸出方式と個人のプライバシーの関係について、批判的な書き方をしているものはほとんどない」という。「フィクションの中の貸出方式 映画「Love Letter」「耳をすませば」の問題点」『羽衣学園短期大学研究紀要 文科学編』Vol. 32, p10, 1996. 1

¹⁶ 岩井俊二著『ラヴレター』角川書店, 1995, p158

¹⁷ 渡辺重夫著「個人情報の保護と学校図書館—プライバシー権と結びつけて(2)」『学校図書館』492, 1991. 10, p67-68

¹⁸ 岩井俊二著『ラヴレター』角川書店, 1995, p156

¹⁹ 急に引越すことになった男子生徒は主人公の自宅を訪れ、その図書の返却を依頼している。主人公はカードの裏の落書きに気づかずして書架にその本を戻していた。

²⁰ 三重県四日市市役所の元職員証言によると、「市民の離婚歴や資産情報を一部職員が興味本位で見た」り、「休憩時間などに職員の家族情報呼び出して「あの子は独身」「あの子は障害者」などとうわさ話にした職場もあったという」。「<住民情報>四日市市職員のぞき見 職場でうわさ話 ざさん管理」『毎日新聞』2002年7月28日(インターネット版)

²¹ 山口真也著「漫画作品にみる「図書館の自由」～利用者の秘密を漏洩する図書館員～」『沖繩国際大学日本語日本文学研究』第6巻第1号, 2002, p34

²² 本学では日本文化学科専門科目として「図書館サービ論」を1年生から受講できる。「図書館サービ論」は「図書館概論」と同時期に開講されており、映画上映と同時期に講義の中で「複写サービス」について触れられている。このことも私的複写を問題行動とする回答が多かった理由の一つと考えられる。

²³ 岩井俊二著『ラヴレター』Vol. 1, 扶桑社, 1995, p83

²⁴ 映画では図書館内で風邪薬の袋を開封してすぐにくしゃみをしたようにも見えるが、ヴィジュアルストーリー版では、自宅の部屋で手紙を開封せずにゴミ箱にすて、図書館のシーンに切りかわり、くしゃみをしていることが分かる。『ラヴレター』Vol. 1, 扶桑社, 1995, p61

²⁵ 2002年10月23日、琉球大学図書館、10月24日沖縄国際大学にて洋雑誌『ニューヨーク・タイムズマガジン』(9月9日号)の中から「白い粉」が発見された事件。全米雑誌協会の文書により「静電気を防ぐため、コンスターチベースの粉末を混ぜている」ということが判明。『沖縄タイムス』2001年10月25日、「沖縄国際大の図書館でも白い粉 米国雑誌に付着」『毎日 INTERACTIVE』2001年10月25日 <http://www.mainichi.co.jp/eye/feature/nybomb/tansokin/200110/25-02.html>

〈付 記〉

本号を「遠藤庄治教授退任記念号」として編集するにあたって遠藤先生からこれまでの業績をリストで頂戴しました。A4用紙60枚にも及ぶリストを印刷しながら、まずその数に圧倒され、次に自分の日々の研究に対する態度を恥じる思いでした。遠藤先生はよく「忙しいというのは研究できない理由にならない」と仰っていました。遠藤先生は様々な役職を歴任され、多忙な日々の中でこれだけの業績を残されました。研究者としての、厳しい姿勢を私も見習っていきたいと思います。

3月末の退官記念パーティの席上で遠藤先生は「”退任おめでとうございます”とか、”長い間お疲れさまでした”、とは言わないでほしい。まだまだ沖縄でやり残したことはたくさんある。これからも現役で行きたい」と仰っていました。本号を「退任記念号」として題することはもしかしたら遠藤先生の本意ではないかもしれませんが、研究業績リストをまとめることも時期尚早だったようにも思いますが、後輩たちの愚直な謝意と受け取っていただければ幸いです。